

チェックリスト判定基準表

令和 7 年 4 月

- (1) 国営かんがい排水事業
 (2) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）のうち土地改良施設事故防止事業
 (7) 独立行政法人水資源機構事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(1) 国営かんがい排水事業

(2) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）のうち土地改良施設事故防止事業

(7) 独立行政法人水資源機構事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料安全 保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：400 千円/ha・年以上 畑主体地区：350 千円/ha・年以上	水田主体地区：400 千円/ha・年未満 畑主体地区：350 千円/ha・年未満
			○スマート農業技術等の導入 A：受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備）、維持管理の省力化整備（リモコン草刈機の導入に向けた法面の緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 B：スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がない。 －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
		産地収益力の向上	○高収益作物の増加率 ①高収益作物※ ¹ の生産額の増加率（％） ＝（高収益作物の計画生産額-高収益作物の現況生産額※ ² ）/高収益作物の現況生産額×100 ②高収益作物の作付面積の増加率（％） ＝（高収益作物の計画作付面積-高収益作物の現況作付面積※ ² ）/高収益作物の現況作付面積×100 －：該当なし（生産額に占める高収益作物の割合（＝高収益作物の現況生産額/（主食用米を除く）現況生産額）、作付面積に占める高収益作物の割合（＝高収益作物の現況作付面積/（主食用米を除く）現況作付面積）が8割以上の地区、土地改良施設事故防止事業地区） ※1：高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄米含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の1（6）①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。 ※2：高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 20%以上 または、 ② 15%以上	① 20%未満 かつ、 ② 15%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	<従前の例> ○高収益作物の割合 ①生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合 $= \text{高収益作物の計画生産額} / \text{主食用米を除く計画生産額}$ ②高収益作物の増加割合（％） $= (\text{高収益作物の計画生産額} / \text{高収益作物の現況生産額} - 1) \times 100$ ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。	
			ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加	ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 ①担い手への計画農地利用集積率（％） $= \text{集積計画における担い手への集積面積 (ha)} / \text{受益面積 (ha)} \times 100$ ②担い手への現況農地利用集積率（％）（集積計画を作成しない地区） $= \text{関係市町村の担い手への集積面積 (ha)} / \text{関係市町村の耕地面積 (ha)} \times 100$ ー：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
			① 80%以上 ② 80%以上または都道府県の平均以上	① 80%未満 ② 80%未満または都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)＝計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 $\text{本地利用率}(\%) = \text{作物の計画作付延べ面積(ha)} / \text{本地面積(ha)} \times 100$ ー：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
			①耕地利用率 104%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上) または、 ②作付率の増加ポイント 12%以上	①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 12%未満
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う、又は不測の事態が発生する予兆がある B：不測の事態が発生していない ー：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度評価を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない ー：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度評価を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設を含む B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設を含まない ー：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
		農業生産基盤の保全管理	○重要度の高い（AA種またはA種）国営造成施設における耐震化 A：耐震化対策を行う B：耐震化対策を行わない ー：該当なし（重要度が高く耐震化対策を行う必要がある農業水利施設の整備を行わない地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			水田主体地区：1,040 千円/ha・年以上 畑主体地区：970 千円/ha・年以上	水田主体地区：1,040 千円/ha・年未満 畑主体地区：970 千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われているか。 A：行われている、B：行われていない、－：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない、－：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
環境と調和のとれた食料システムの確立		みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある　B：策定する見込みがない ー：関係土地改良区がない	
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ③地域計画と本事業との整合性 ④地域における開発計画と本事業との整合性 ⑤関係計画における関連事業等への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「ー」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「ー」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①a：図られている　b：図られる見込みがある　c：図られていない ②a：図られている　b：図られる見込みがある　c：図られていない ③a：図られている　b：図られる見込みがある　c：図られていない　ー：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ④a：図られている　b：図られる見込みがある　c：図られていない ⑤a：以下のいずれかの計画に位置付けられている ー：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画）	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、ー：該当なし （3指標のうち1指標が「ー」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「ー」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了　b：協議中　c：未協議　ー：該当なし ②a：協議了　b：協議中　c：未協議　ー：該当なし ③a：協議了　b：多くが協議中　c：多くが未協議　ー：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、ー：該当なし （①または②が「ー」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済　b：提出予定　c：未提出　ー：該当なし ②a：協議了　b：協議中　c：未協議　ー：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ④a：合意済 b：調整中 c：未調整 ⑤a：説明済 b：説明予定 c：未実施 －：該当なし（独立行政法人水資源機構事業のうち防災事業地区、土地改良施設事故防止事業地区）	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

チェックリスト判定基準表

(1) 国営かんがい排水事業

(2) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）のうち土地改良施設事故防止事業

(7) 独立行政法人水資源機構事業

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。 ※新たな基礎工事を伴わない場合は「－：該当なし」とする。
受益面積	・最近年の面積を把握している。	・地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表

(3) 国営農用地再編整備事業（国営農地再編整備事業，国営緊急農地再編整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(3) 国営農用地再編整備事業（国営農地再編整備事業，国営緊急農地再編整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) $= [1 - \{ \text{主要作物（最も作付面積が大きい作物）の人力の労働量(hr)（計画）} / \text{主要作物の人力の労働量(hr)（現況）} \}] \times 100$	
			水田主体地区：49%以上 畑主体地区：28%以上	水田主体地区：49%未満 畑主体地区：28%未満
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) $= [1 - \{ \text{全ての作物の「人力＋機械」両方の労働評価額(円)（計画）} / (\text{全ての作物の「人力＋機械」両方の労働評価額(円)（現況）}) \}] \times 100$	
			水田主体地区：55%以上 畑主体地区：42%以上	水田主体地区：55%未満 畑主体地区：42%未満
			○スマート農業技術等の導入 A：受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備）、維持管理の省力化整備（リモコン草刈機の導入に向けた法面の緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 B：スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備の予定がない。	
			○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の水田における大区画ほ場の割合（%） $= \text{大区画水田（50a 以上）の面積（ha）} / \text{水田整備面積（ha）} \times 100$ －：該当なし（畑主体地区）	
			70%以上	70%未満
			○担い手の米の生産コスト ①担い手の米の生産コストの労働費（円/60kg） ②事業実施前と比較した担い手の米の生産コストの労働費 ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 －：該当なし（畑主体地区）	
			① 2,500 円/60kg 未満または、 ② 6 割未満	①2,500 円/60kg 以上かつ、 ② 6 割以上
			<従前の例> ○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト（円/60kg） ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 －：該当なし（畑主体地区）	
			9,600 円/60kg 未満	9,600 円/60kg 以上

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	○高収益作物の増加率 ①高収益作物※¹の生産額の増加率（％） $= (\text{高収益作物の計画生産額} - \text{高収益作物の現況生産額}^{\ast 2}) / \text{高収益作物の現況生産額} \times 100$ ②高収益作物の作付面積の増加率（％） $= (\text{高収益作物の計画作付面積} - \text{高収益作物の現況作付面積}^{\ast 2}) / \text{高収益作物の現況作付面積} \times 100$ －：該当なし（生産額に占める高収益作物の割合（＝高収益作物の現況生産額/（主食用米を除く）現況生産額）、作付面積に占める高収益作物の割合（＝高収益作物の現況作付面積/（主食用米を除く）現況作付面積）が8割以上の地区） ※1：高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄米含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の1（6）①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。 ※2：高収益作物の現況生産額及び現況作付面積が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 20%以上 または、 ② 15%以上	① 20%未満 かつ、 ② 15%未満
			<従前の例> ○高収益作物の割合 ①生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合 $= \text{高収益作物の計画生産額} / \text{主食用米を除く計画生産額}$ ②高収益作物の増加割合（％） $= (\text{高収益作物の計画生産額} / \text{高収益作物の現況生産額} - 1) \times 100$ ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。	
			ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加	ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加
農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立		○担い手への農地利用集積率 《国営農地再編整備事業[中山間地域型]》 担い手への農地利用集積率(%) $= \text{事業完了時の担い手の受益農用地面積(ha)} / \text{区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積(ha)} \times 100$ 《国営農地再編整備事業[中山間地域型以外]》 担い手への農地利用集積率(%) $= \text{事業完了時の担い手の受益農用地面積(ha)} / \text{区画整理及び併せ行う事業の受益農地面積(ha)} \times 100$	
			80%以上	80%未満
			○担い手への面的集積（集約化）率 担い手への面的集積（集約化）率（％） $= \text{事業完了時の担い手への面的集積面積(ha)} / \text{事業完了時の担い手の経営農地面積(ha)} \times 100$	
			90%以上	90%未満
			<従前の例> ○担い手への面的集積（集約化）率 担い手への面的集積（集約化）率（％） $= \text{事業完了時の担い手への面的集積面積(ha)} / \text{事業完了時の担い手の経営農地面積(ha)} \times 100$	
			80%以上	80%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)＝計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100	
			①耕地利用率 104%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%以上) または、 ②作付率の増加ポイント 12%以上	①耕地利用率 104%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント 12%未満
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) ＝農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			水田主体地区：1,440 千円/ha・年以上 畑主体地区：600 千円/ha・年以上	水田主体地区：1,440 千円/ha・年未満 畑主体地区：600 千円/ha・年未満
	農村の振興	農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ②a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性が図られているか。 ②地域計画と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 ④関係計画における関連事業等への位置付けについて、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ②a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・麦・大豆生産性向上計画（麦・大豆生産性向上計画の策定について別紙第3に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画）	
	関係機関との連携		農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義：①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること A：連携している B：連携していない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④a：合意済 b：調整中 c：未調整 ⑤a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況 関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要があり緊急性がある。 A：調整済み B：調整中 C：未調整 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

チェックリスト判定基準表

(3) 国営農用地再編整備事業（国営農地再編整備事業，国営緊急農地再編整備事業）

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
農地整備工事の諸条件	・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。